

令和 7 年度 沼津駅舎・駅前広場等デザイン基本計画策定業務委託
プロポーザル実施要領・企画提案書等作成要領

令和 7 年 4 月

沼 津 市

目 次

I	プロポーザル実施要領	1
1	目的・趣旨.....	1
2	契約の概要.....	1
3	問い合わせ・書類提出先.....	1
4	参加資格要件.....	2
5	契約候補者選定スケジュール.....	3
6	質問受付・回答.....	3
7	プロポーザルへの参加申込.....	3
8	プロポーザルへの参加承認の通知.....	4
9	企画提案書等の提出.....	4
10	選定方法及び選定基準（選考）.....	5
11	選考結果の通知.....	6
12	参加者の失格.....	6
13	契約.....	7
14	契約の取りやめ等に関する事.....	7
15	契約締結後.....	7
16	提出書類の取扱い.....	7
17	その他.....	7
18	上位・関連計画.....	8
II	企画提案書等作成要領	12
1	提案者へのメッセージ.....	12
2	基本コンセプト.....	13
3	企画提案.....	16
4	参考資料.....	21

I プロポーザル実施要領

1 目的・趣旨

本業務は、鉄道高架事業完成時に向けて、令和6年度から実施している「沼津駅舎・駅前広場等デザイン検討会議」における議論を踏まえ、「駅とまちのつながりの確保」や「都市の顔となる駅舎や駅前広場の整備」、「高架下空間への都市機能導入」等を図るべく、駅舎、駅前広場、高架下など駅周辺空間の基本的なデザイン方針等を示す「沼津駅舎・駅前広場等デザイン基本計画」を作成することを目的とする。

本プロポーザルでは、本市が令和2年3月に策定した「沼津市中心市街地まちづくり戦略」が目指す「ヒト中心の公共空間」を実現し、新たな本市の顔を形成するうえで極めて重要となる駅舎や駅前広場、高架下空間がゆるやかに融合し、デザイン性が高くかつ構造面においても実現性の高い、上質で洗練された空間の提案を求める。

この要領は、本業務の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものである。

2 契約の概要

(1) 業務名

令和7年度 沼津駅舎・駅前広場等デザイン基本計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和7年度 沼津駅舎・駅前広場等デザイン基本計画策定業務委託 公募仕様書」

(以下「仕様書」という。)のとおりに

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 委託料上限額

49,995,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

【各年度の委託料上限額】 令和7年度 9,999,000 円

令和8年度 39,996,000 円

※契約額は見積額(税抜)に消費税額として見積額の100分の10を加算した金額(1円未満切捨て)とする。

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市 沼津駅周辺整備部 推進課 担当：三浦，上原

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号 沼津市役所6階

連絡先：055-934-4768

メール：suishin@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

なお、契約候補者の決定後契約締結までの間においても、以下の項目に該当しないと判明した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。（更生開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱の規定による入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がないこと。
- (6) 2 つ以上の事業者が共同事業者を結成して申請する場合は、共同事業者として上記（1）～（5）の条件を満たし、かつ以下の要件も満たさなければならない。
 - ① 構成員は、共同事業者の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - ② 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - ③ 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - ④ 参加申請時に共同事業者の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。
 - ⑤ 各構成員は、複数の共同事業者の構成員となることはできない。
- (7) 応募代表者を予定業務の管理技術者とする他、複合分野（土木・建築・都市計画・交通・ランドスケープ）の担当技術者を加えた設計チームによる業務実施体制を構築すること。
なお、業務実施体制については、実施体制調書にて内容が確認できるようにすること。
- (8) 「駅舎・駅前広場等デザイン基本計画策定業務」の受託業務実績又はそれに準ずる実務実績があること。
- (9) 管理技術者または担当技術者は、下記①、②の全ての条件を満たすものでなければならない。
 - ① 下記のいずれかの資格を有する者
 - ア 技術士（総合技術管理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - イ 技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - ウ 一級建築士
 - エ 登録ランドスケープアーキテクト
 - ② (8) の同種業務又はそれに準ずる業務の実績を 1 件以上有する者

5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和7年4月7日(月)ホームページに掲載
2	質問受付	令和7年4月14日(月)17時までに電子メールで
3	質問回答	令和7年4月16日(水)17時までにホームページに掲載(随時)
4	プロポーザル 参加申込	令和7年4月18日(金)17時必着
5	プロポーザル 参加承認の通知	令和7年4月23日(水)15時までに電子メールで
6	企画提案書等の 提出	参加承認日から 令和7年7月16日(水)17時まで
7	第1次審査	令和7年7月30日(水) 予定
8	第1次審査結果 の通知	令和7年7月31日(木) 予定
9	第2次審査	令和7年8月9日(土) 予定
10	選定結果の通知	令和7年8月中旬 予定
11	契約締結	令和7年8月下旬 予定

※公表方法は沼津市ホームページへの掲載とする。

※上記のスケジュールは変更となる可能性がある。(変更後のスケジュールは沼津市ホームページで随時公開)

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール(様式任意)により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

※質問内容は簡潔な文章とすること。

(2) 回答方法

質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

7 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出(郵送可)すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、(4)(5)(6)(7)(8)は不要である。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届(様式3)を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

(1) 参加申込書 1部(様式1)

(2) 同種業務実績表 15部(様式2)

記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料(契約書・仕様書等の写し)を添付

(3) 会社概要 1部(様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可)

(4) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書 1部(様式4)

- (5) 登記簿謄本等 1部 (申込日から3か月以内に発行されたもの)
- ・法人登記している事業者は、履歴事項全部証明書の写し
 - ・個人事業者の場合は、代表者身分証明書の写し
- (6) 財務諸表 (直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」) 1部
- (7) 納税証明書 1部 (申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出)
(市内に本社又は営業所のない事業者は国税納税証明書のみ提出)
- ①市税納税証明書
- ・法人登記している事業者は、法人市民税納税証明書 (最新の事業年度のもの)
 - ・個人事業者の場合は市県民税納税証明書 (最新のもの)
- ②固定資産税納税証明書 (最新のもの)
- ③国税納税証明書 (「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について)
- ・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出
 - ・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出
- (8) 使用印鑑届兼委任状 (様式10)
- 参加申込から請求まで使用する印鑑を押印。社印 (角印) は任意だが、代表者印 (丸印) の押印は必須とする。
- また、参加申込から請求までを、本社ではなく支店や営業所に委任する場合は、「営業所等に事務を委任する場合」の記入を必須とする。
- (9) 実施体制調書 15部 (様式7) (4 参加資格要件 (9) ①の資格を保有していることを証明する書類を添付)
- (10) 管理技術者業務実績調書 15部 (様式8)
- (11) 担当技術者業務実績調書 15部 (様式9)
- (12) 共同事業者協定書の写し 1部 (様式自由)
- (13) 代表者への代表権委任状 1部 (様式自由)

8 プロポーザルへの参加承認の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には企画提案書等の提出に関する案内も併せて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の17時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出 (郵送可) する。

①企画提案書提出届 (様式5)

②企画提案書 (P18「II 企画提案書等作成要領 3 企画提案 (4) 企画提案書の作成、提

出等」参照)

③工程表(様式6)

④見積書(様式自由、押印不要)

(2) 企画提案書等の規格

企画提案書等提出書類は以下の点に注意し作成すること。

①「(1) 提出書類」のうち、②～④については、すべて自社名を入れず(入っている場合は受け付けない)、参加承認通知に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを各書類の1ページ目の右上に挿入すること。

②「(1) 提出書類」の①、③、④はは日本産業規格A4で作成すること。提出書類については、この順に左綴じしたものを1部とし、これを15部提出する。A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。

③「(1) 提出書類」は電子データでも提出すること。(電子データはCD-R等の電子媒体で提出すること。)

(3) 企画提案書等の作成及び記載上の留意事項

「Ⅱ企画提案書等作成要領」を参照し、記載漏れ等無いよう作成すること。

(4) その他・注意事項

①見やすいもの、わかりやすいものとする。

②本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、提案限度額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の契約候補者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、参加事業者の専門性を生かした提案に努めること。

③見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。

④提出書類に不備がある場合は、訂正を求めることがある。その場合、提出期限までに訂正がなければ失格とする。

なお、提案内容については、提出後の修正や追加は一切認めない。

10 選定方法及び選定基準(選考)

(1) 選考方法

企画提案書等提出書類の内容をもとに、沼津市職員及び有識者で組織する「令和7年度 沼津駅舎・駅前広場等デザイン基本計画策定業務委託 契約候補者選定委員会(以下、選定委員会)」において、総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。

委員(沼津市職員) 沼津駅周辺整備部 政策幹

委員(沼津市職員) 沼津駅周辺整備部 推進課長

委員(沼津市職員) 都市計画部 まちづくり政策課長

委員(有識者) 福井 恒明(法政大学 教授)

委員(有識者) 田中 智之(早稲田大学 教授)

委員(有識者) 吉田 樹(福島大学 教授)

委員(有識者) 大野 暁彦(名古屋市立大学 准教授)

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

(3) 第1次審査(書類審査)

提出された企画提案書等を選定委員会が評価項目に基づき審査し、高い得点を得た順に上位5事業者程度を第2次審査の対象とする。ただし、基準応募者が5事業者以下であった場合は、第1次審査を省略する場合がある。

(4) 第2次審査（プレゼンテーション・書類審査）

第1次審査により選定された事業者に対し、企画提案のプレゼンテーション審査及び書類審査（再評価）を実施する。

①プレゼンテーション実施予定日

令和7年8月9日（土）、市が指定した時間と場所（対象者へ通知）で事業者毎に実施する。

②プレゼンテーションの内容

ア．出席者

1者5名以内。

説明、質疑に対する回答は、委託契約を履行した場合の管理技術者または業務を担当する主たる者が行うこと。

イ．所要時間の目安

準備5分、説明15分以内、質疑応答25分以内、撤去5分

ウ．プレゼンテーション

プレゼンテーションは企画提案書の内容を利用し、実施すること。（企画提案書の内容以外の資料の使用は認めない。）

当該資料は、当日委員会事務局へ原本1部（事業者名を1頁目に表示する）、写し10部（事業者名を表示しない）を提出すること。（用紙サイズは日本産業規格A4判とし、両面印刷可とする）

エ．使用機器等

パソコン、大型提示装置（モニター）は市が用意する。用意するパソコンにはWindows11、Microsoft PowerPoint2016が導入されているため、当該環境にて動作可能なプレゼンテーション資料とすること。

(5) 賞賜金等

賞賜金は総額210万円とする。最優秀者に対し100万円、入選者に対し総額110万円を選定委員会での審議を経て、授与する。

11 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

12 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に資料を提出しなかったとき
- (2) 「4 参加資格要件」を満たさないとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為をしたことが判明したとき
- (5) プレゼンテーションにおいて虚偽の説明をしたとき

(6) プレゼンテーションの指定時間に来場しなかったとき

13 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約候補者の提案をもとに契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」を満たさないとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為をしたことが判明したとき
- (4) プレゼンテーションにおいて虚偽の説明をしたとき

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設業関連以外業務委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

14 契約の取りやめ等に関する事

本業務は「社会資本整備総合交付金（まちなかウォークブル推進事業）」を活用するため、当該交付金が交付決定されない場合は、契約を取りやめることがある。併せて、交付金の交付決定が予定より遅れた場合、契約締結日が予定日より遅れる場合がある。

なお、契約の取りやめ、遅延によって発生した損害について、市は責任を負わない。

15 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程等）を作成し、市の承認を得ること。

16 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (2) 提出書類は、沼津市情報公開条例に基づく情報開示請求の対象となる。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

17 その他

- (1) 提案に要した資料作成費、郵送料など、本件参加に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

18 上位・関連計画

上位計画において、都市のコンパクト化やゆとりとにぎわいのあるウォーカブルな空間の形成等により、車中心から人中心の空間へ転換するとともに、これと連携した公共交通の利便性向上を図るなど、持続可能なまちづくりを位置づけており、脱炭素化に向けて包括的に取り組んでいる。

こうした取り組みは、地域課題を解決し、地域の魅力と質を高めるものであり、これからのまちづくりには、環境への配慮など、脱炭素に資するまちづくりを推進し、社会の持続可能性を高めるとともに、快適で豊かな暮らしの実現につなげていくことが重要と考えている。

提案にあたっては、以下に示す本市のまちづくりに関する計画等を参考とされたい。

(1) まちづくりに関する計画等（計画期間：中長期）

①第5次沼津市総合計画

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/sogo/index.htm>

②第2次沼津市都市計画マスタープラン

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/toshimas/index.htm>

③沼津市立地適正化計画

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/ricchitekiseika/index.htm>

④沼津市中心市街地まちづくり戦略

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/machisenryaku/index.htm>

(2) 公共交通に関する計画等（計画期間：短期）

①沼津市地域公共交通計画

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/koukyokotsu/index.htm>

②バス路線図

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/access/bus/rosenzu.htm>

(3) 事業に関する計画等

①沼津駅周辺総合整備事業の概要

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/station/index.htm>

②町方町市街地再開発事業

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/office/ichiran/toshikei/shigaichi/shien/machikata.htm>

③大手町5丁目市街地再開発事業

https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/toshikei/naiyou/doc/r6_302.pdf

④中央公園再整備基本計画

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/chuokoen/index.htm>

⑤貨物駅跡地利用基本計画

https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/machisenryaku/pdf/atochi_keikaku.pdf

(4) その他

①沼津駅舎・駅前広場等デザイン検討会議

https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/pr/press/pdf/2024/20240613_3.pdf

別表 評価項目

① 第1次審査（書類審査）

評価項目に基づき、書類審査を行う。

	評価項目			配点	
業務 遂 行 能 力	実績	○同種業務の実績があり、ノウハウが活かされるか。		10	35
	実施体制	○業務を進めるに当たっての独自の強み等があり、これらの強みが発揮できるか。その体制となっているか。		15	
		○市民意見を基本計画案に適切に反映し、住民合意を得られる仕組みや手法、プロセスとなっているか。		10	
企 画 提 案 力	デザインコンセプト① 「大きなえき」	○的確性 (本市の施策、まちづくりの方向性等の整合等)	的確性	20	60
			実現性		
			創造性		
	デザインコンセプト② 「えきまち広場」	○実現性 (技術的な知見、イニシャルコスト・維持管理の考え方等)	的確性	20	
			実現性		
			創造性		
	デザインコンセプト③ 「沼津らしさ」	○創造性 (専門的な知見、地域との調和、環境への配慮等)	的確性	20	
			実現性		
			創造性		
総合評価		○提案内容に関する総合的な評価		10	
合計				105	

② 第2次審査（プレゼンテーション審査・書類審査）

プレゼンテーション審査及び書類審査（再評価）を行い、総合得点で評価する。

＜プレゼンテーション＞

評価項目			配点
	○プレゼンテーションの説明内容は、論理的で説得力があるか。	10	30
	○質疑において的確かつ明快な回答がなされたか。	10	
	○提案事業者（担当者等）は、本業務への取り組み意欲が高く、熱意が感じられるか。	10	
配点合計①			30

＜書類審査＞

		評価項目		配点	
業務遂行能力	実績	○同種業務の実績があり、ノウハウが活かされるか。		10	35
	実施体制	○業務を進めるに当たっての独自の強み等があり、これらの強みが発揮できるか。その体制となっているか。		15	
		○市民意見を基本計画案に適切に反映し、住民合意を得られる仕組みや手法、プロセスとなっているか。		10	
企画提案力	デザインコンセプト① 「大きなえき」	○的確性 (本市の施策、まちづくりの方向性等の整合等)	的確性	20	60
			実現性		
			創造性		
	デザインコンセプト② 「えきまち広場」	○実現性 (技術的な知見、イニシャルコスト・維持管理の考え方等)	的確性	20	
			実現性		
			創造性		
	デザインコンセプト③ 「沼津らしさ」	○創造性 (専門的な知見、地域との調和、環境への配慮等)	的確性	20	
			実現性		
			創造性		
総合評価		○提案内容に関する総合的な評価		10	
配点合計②				105	

※第1次審査の評価点は第2次審査には持ち越さない。

総合得点（配点合計①＋配点合計②）	135
-------------------	-----

＜提案者の順位の決定方法＞

選定委員会において評価項目に従い評価・採点し、評価点が最も上位の者を契約候補者として選定する。ただし、総合得点が85点を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

Ⅱ 企画提案書等作成要領

1 提案者へのメッセージ

<市長>

本市のまちづくりの中核をなす沼津駅周辺総合整備事業は、令和5年10月に第一弾となる新貨物ターミナル建設工事に着手、令和6年11月には、第二弾として新車両基地建設工事に着手するなど、将来のまちの礎を着実に築きはじめております。

また、中心市街地では、町方町・通横町地区第一種市街地再開発事業が本格的に動き出すとともに、大手町五丁目第一地区市街地再開発事業の都市計画決定など、都市機能の強化に向けた取組を進めております。

今後、沼津駅周辺では高架構造物や駅舎をはじめ、駅前広場、道路など都市基盤整備が展開されることから、沼津駅周辺を一体的な空間として捉え、調和のとれたまちなみを形成し、県東部地域の拠点としてふさわしい空間にしたいと考えております。

とりわけ、駅舎や駅前広場などは、多くの人々が集まり・出会い・活動が生まれる、にぎわいや交流の中心的な空間であるとともに、都市を印象づける空間であることから、沼津らしさや居心地の良い空間の創出や質の向上を図っていくことが重要と捉えていることから、令和6年6月に有識者等で組織する「沼津駅舎・駅前広場等デザイン検討会議」を設置し、プロポーザルに向けた準備を進めてきたところです。

こうした空間づくりの実現につながるとともに、沼津の名を冠する空間となるような提案をお願いします。

<座長（法政大学 教授 福井恒明）>

駅舎・駅前広場は難しいデザイン対象です。

求められる機能が多様です。まちの中心となる機能は、広場の範囲を越えて空間が展開することで実現します。広場の居心地や使いやすさは広場周辺のまちなみと強く関係します。

関係者が多様です。広場は市のもの、駅舎は鉄道会社のもの、周辺のまちなみにはそれぞれ持ち主がいます。バスやタクシーもあります。様々な使い方をする市民や来訪者がいます。

設計過程が複雑です。鉄道施設、市街地再開発事業など、関連する設計が同時に進みます。道路交通や交通広場の計画も考慮する必要があります。広場のデザインについての与条件や計画対象を整理しなければなりません。

このような認識のもと「沼津駅舎・駅前広場等デザイン検討会議」では、前提条件整理、規模の設定、駅の広域的位置づけや基本コンセプト検討、交通処理の実現性確認を行ってきました。1年近い議論の結果、駅舎・駅前広場の基本的な骨格が整いました。

次はこれらに具体的な形を与える段階です。

南側ではかなりの大空間となる広場のしつらえと東・南・西の各方向とのつながり、北側ではまちとの接点になる広場、高架沿いの軒下の空間、全体を貫くアーバンシェルターのデザインがその核心になります。また、これらを実現していく過程でどのように市民の皆さんの関心を高めていくかも重要なポイントです。

沼津市民にとっての大切な空間として「大きなえき」を実現するために、我々のチームに加わって力を発揮してくださる皆さんのご提案を心待ちにしています。

2 基本コンセプト

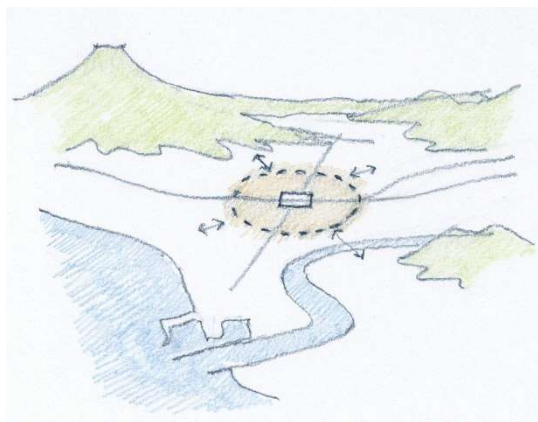
上位計画や「沼津駅舎・駅前広場等デザイン検討会議」の議論を踏まえた、新たな駅舎や駅前広場等のデザインコンセプト、基本的な考え方は以下の通りです。

(1) デザインコンセプト

① えきとまちがつながる“大きなえき”

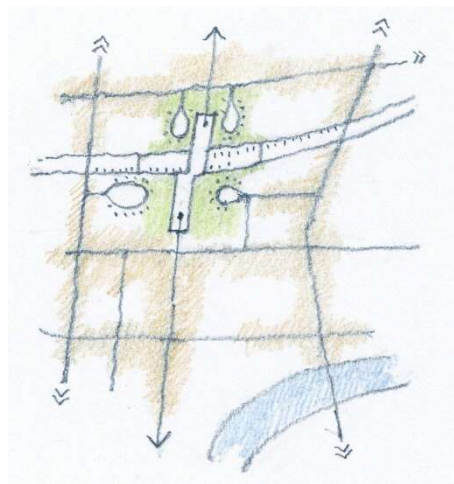
沼津駅を中心に、地形、歴史、用途の違いからくる個性の異なるまちが広がるとともに、南に沼津港、東に狩野川、北に富士山・愛鷹山など豊かな地域資源が立地しています。また、沼津駅周辺においては、鉄道の高架化を主軸とし、鉄道施設跡地への公園や拠点施設の導入が予定されるほか、市街地再開発事業、中央公園の再整備など、都市基盤・機能の更新・導入が展開されています。

これから生まれ変わる沼津駅とその周辺のまち、資源などを有機的につなげ、結びつけていくことで、交流を促進させ、新たな魅力や価値を創出し、市民の生活を豊かにすることを目指します。えきとまちがつながる“大きなえき”は、人々を惹きつけ、県東部地域の拠点として沼津の成長を牽引していきます。



② 使いやすく、にぎわいのある“えきまち広場”

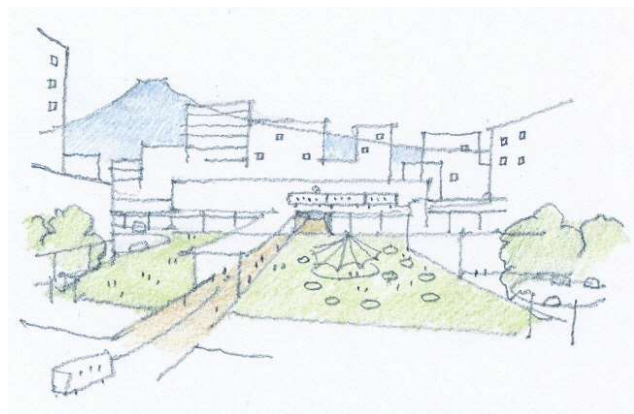
駅や駅前広場等は、単なる移動のための空間ではなく、都市の魅力を引き出す場として、人々が快適かつ楽しく過ごせる空間を目指します。具体的には鉄道、バス、タクシー、次世代モビリティ等をシームレスにつなぐ交通のハブとしての利便性と、駅利用者や市民、来街者が憩い、過ごしたくなる空間の快適性を両立させ、えきとまちを機能的・空間的につなぐ“えきまち広場”をつくります。



③ 風景と調和し、人々の活動とともにつくる“沼津らしさ”

駅や駅前広場等は交通の結節点であるとともに、まちの玄関口であり、多くの人が行き交う場所です。多くの人が集まることから、まちの中心的な空間であるとともに、まちを印象づける空間でもあります。

沼津の目抜き通りである（都）沼津駅沼津港線を受け止める駅として、また狩野川の豊かな流れや北に聳える愛鷹山や富士山への眺望など、自然的景観と調和を図る風景としての顔を大切にします。それとともに、人々の日常の暮らしや文化的な営み、交流、イベントなど、多様な生き生きとした活動を促進させ、ここでしか出来ない、まちの表情を豊かにする個性と風格を感じさせる場をつくります。



（２）基本的な考え方

新たな駅・駅前広場等は、鉄道の高架化等により駅へのアクセス性が向上するとともに、鉄道や公共交通等への乗り換えもスムーズになります。また、コンコースをはじめとする新たな歩行者動線や駅前の広場空間、さらに高架下の商業施設等が有機的につながるなど、機能性と快適性を兼ね備えた空間になります。生まれ変わる新たな駅・駅前広場等は、市民の方々や利用者が日々の生活のなかで利用しやすく、過ごしやすい空間を提供します。

<駅空間>

駅は、広場や周辺施設と一体的な整備を目指します。特に、コンコースは南北のつながりを形成する空間として、人々が行き交い、駅を利用する人たちを受け止める空間となります。また、設えとして駅舎の防風スクリーン、内装などはまちとの関係性を構築し、大きな駅としての一体的な空間形成を目指します。さらに、トランジットモール化される目抜き通りから、おおらかな沼津らしい風景に溶け込む駅舎が佇みます。

<交通>

一般車や路線バス等は、駅とまちを囲む大きな幹線道路（駅まち環状）からアクセスするようにします。これにより、えきまち広場は車両の進入がなく、人々が安心して過ごせる空間となります。また、（都）沼津駅沼津港線のトランジットモール化、（都）三枚橋錦町線のフルモール化を想定し、既存街区もヒト中心の空間とします。

路線バス・タクシーの乗降場を南口の西側、高速・貸切・送迎バス・タクシーの乗降場を北口の東側、一般車乗降場を南口の東側・北口の西側に配置します。それらの乗降場の利用者の利便性・快適性を確保するためシェルター※¹を配置します。

<広場>

広場は、南口と北口にそれぞれ異なる規模で配置され、日常的に人々が集い、憩い、交流する場となります。各広場は、周囲の環境や立地に応じた特性を持ちつつ、商店街と連携した催しや多様な規模のイベントを開催し、にぎわいを生み出します。また、広場には、夏の日差しを和らげたり、冬の冷たい風を遮るなどの快適に過ごすための工夫を施し、気候変動に配慮した高い環境性能を実現します。

<南北のつながり>

高架化によって、駅南と駅北の往来が活発（容易）になり、それぞれのまちがつながります。既存街区との関係性も生みながら、より良い南北のネットワークを形成します。

南北のつながりを視覚的にも形成する一助として、駅南北の広場には大きな屋根のある空間（アーバンシェルター）を構築します。

南口のアーバンシェルター※²は、駅前街路とのつながりやゲート性をもたせること、さらに沼津駅と沼津港を結ぶ新たな路面公共交通システムが入り込む空間とします。

北口のアーバンシェルター※³は、コンコースと一体感を生み出す設えとし、駅空間と駅北の空間の連続性を担う空間とします。

＜東西のつながり＞

鉄道の高架に伴い生まれる高架下によって、今までは存在しなかった東西につながる空間が生まれます。高架下には駅業務施設のほか、商業空間や駐輪場、モビリティのシェアリングなど生活に必要な機能が配置され、駅を中心に東西に新しい機能が組み込まれます。また、東西をつなげるため、高架下の軒下公共空間※⁴や区画街路の歩道空間等を活用した歩行者動線を設けます。

これにより、東西方向に骨格的な軸を形成し、東西のみならず、南北のつながりも強めます。

＜トータルデザイン＞

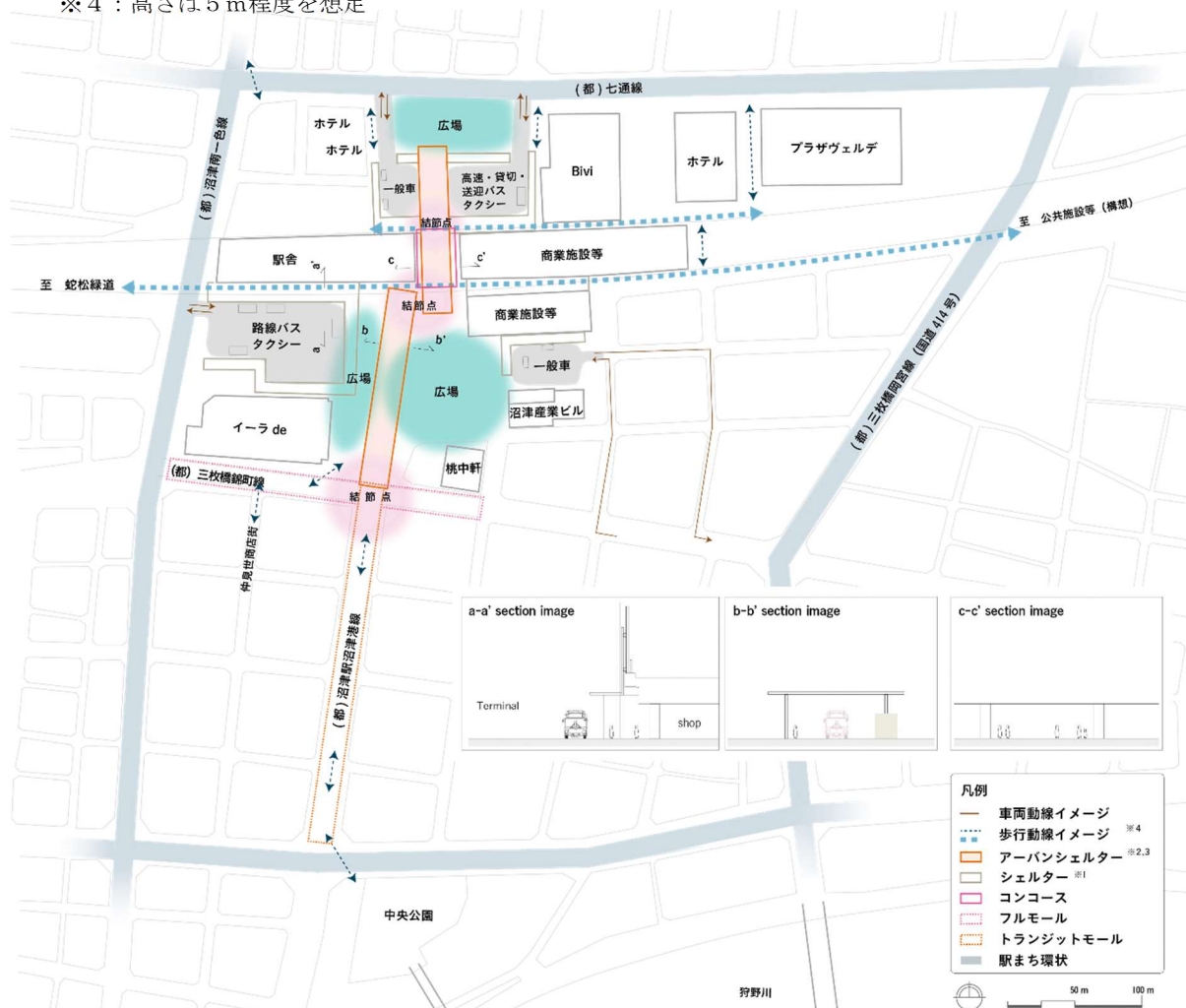
駅空間、交通、広場、東西・南北のつながり、これら五つの要素をトータルデザインで、まちとつながる“大きなえき”を形成します。アーバンシェルターとまちとの結節点や、アーバンシェルター同士、そのほかシェルターとのつながりの空間は主従関係を意識しつつ、日常、非日常、荒天時などあらゆるシーンで、利用者の利便性、快適性、環境性、施設の維持管理性の高い空間を構築します。これらの考え方にに基づき、未来の沼津駅とその周辺空間が、ヒトが主役となる新たな交流拠点として発展していくことを目指します。

※1：高さは4 m程度を想定

※2：幅 15m・高さ 5 m程度の規模を想定

※3：幅 15m・高さ 4 m程度の規模を想定

※4：高さは 5 m程度を想定

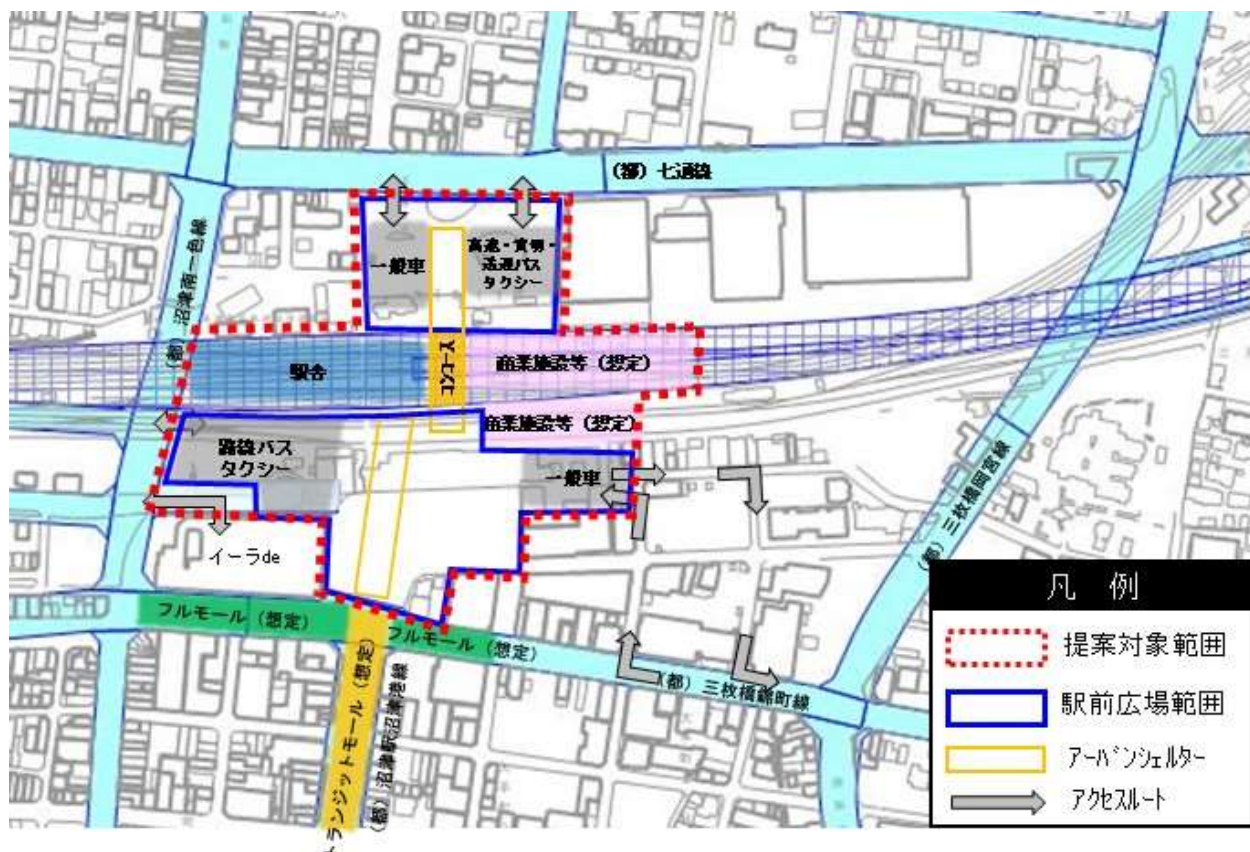


＜基本的な配置イメージ（沼津駅舎・駅前広場等デザイン検討会議作成）＞

※本図は交通、広場、動線等の考え方を表現したものである。

3 企画提案

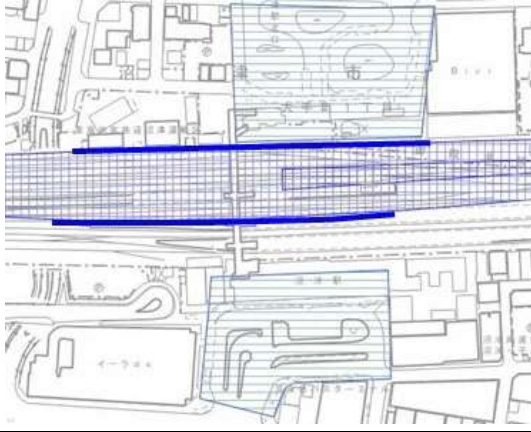
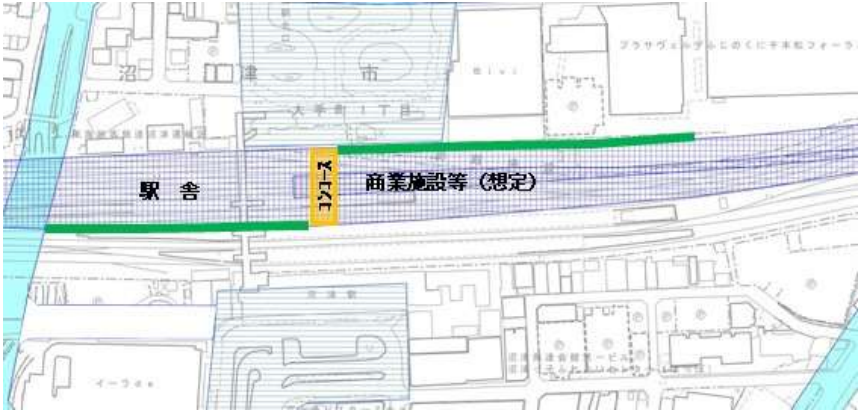
(1) 提案の対象範囲



(2) 提案の制約条件

① 鉄道施設

高架構造物	○柱の位置、スパン割、コンコースの位置は概略設計とおりとする。 ○ただし、コンコースの幅員は改札直近の柱芯を基軸に東側へ 15m とする。(※詳細は貸与資料を参照) 
--------------	---

駅舎	○駅舎の範囲は概略設計とおりとし、大屋根は設けない。 ○防風スクリーンは、下図「赤色線」範囲を基本とするが、必要に応じて下図「青色線」まで設置範囲を拡大することができる。 ○ただし、設置範囲の拡大にあたっては、基本計画策定時に協議・調整が必要となる。 ＜基本範囲＞  ＜最大範囲＞ 
駅施設	○改札、階段、エスカレーターは概略設計とおりとする。 ○駅舎内の駅業務施設は、高架下への軒下公共空間（歩行者動線）設置に伴い、別途概略設計の見直しを行う予定である。 ○軒下公共空間（歩行者動線）は下図「緑色線」の位置とし、高架橋の雨だれ線から内側（駅舎・商業施設等（想定）側）に2 m程度の空間を想定する。（※詳細は貸与資料を参照） 

②交通施設

北口	○北口駅前広場の範囲内に、一般車乗降場、高速・貸切・送迎バス、タクシー乗降場を配置する。 ○一般車乗降場と高速・貸切・送迎バス、タクシー乗降場は分離して配置する。 ○一般車乗降場と高速・貸切・送迎バス、タクシー乗降場へのアクセスは（都）七通線からとする。 ○一般車は、乗降場 10 バースを設け（福祉車両 1 バース含む）、可能な範囲で駐車スペースを設ける。 ○高速・貸切・送迎バスは、乗降場 5 バースを設ける。 ○タクシーは、乗降場 2 バースを設け、可能な範囲で待機場を設ける。
南口	○南口駅前広場の範囲内に、一般車乗降場、路線バス・タクシー乗降場を配置する。 ○一般車乗降場は東側に、路線バス・タクシー乗降場は西側に配置する。 ○一般乗降場へのアクセスは（都）三枚橋錦町線を経由し区画街路からとする。 ○路線バス・タクシー乗降場へのアクセスは（都）沼津南一色線からとする。 ○一般車は、乗降場 15 バースを設け（福祉車両 1 バース含む）、可能な範囲で駐車スペースを設ける。 ○路線バスは、乗車 8 バース、降車 2 バース、待機 5 バース以上設ける。 ○タクシーは、乗降場 2 バースを設け、可能な範囲で待機場を設ける。

③周辺建物

イーラ de (再開発施設)	○イーラ de の建て替えは想定しない。 ○イーラ de 北側に車両の出入りを確保する。 ○（都）沼津南一色線からのアクセスとする。（※交差点処理は左折 IN 左折 OUT とする。）
桃中軒ビル	○桃中軒ビルの建て替えは想定しない。
沼津産業ビル (旧沼津商連会館ビル)	○沼津産業ビル（旧沼津商連会館ビル）の建て替えは想定しない。

(3) 想定する事項

①道路

- 「(1) 提案の対象範囲」に示すとおり、（都）沼津駅沼津港線をトランジットモール化、（都）三枚橋錦町線をフルモール化とすることを想定する。

②導入機能（施設）

高架下	○コンコース東側に商業施設等の導入を想定する。
北口	○北口駅前広場内にトイレ、交番等の配置を想定する。
南口	○商業施設等の導入を想定する。（※商業施設等は低層階を想定する。） ○なお、当該商業施設等に沿って快適な歩行者動線を確保し、コンコースと一般車乗降場をつなぐことを想定する。 ○南口駅前広場内にトイレ、観光案内所、交番等の配置を想定する。

（４）企画提案書の作成、提出等

- 企画提案書は、実施方針及び企画提案にて構成する。
- 実施方針及び企画提案はA 3 サイズ、横書き、片面印刷とする。
- 実施方針は1 枚、企画提案は3 枚でまとめること。
- 文字サイズは10 ポイント以上とすること。（※注意書きは除く）

（５）提案事項

「４（２）提案の制約条件」及び「４（３）想定する事項」をもとに、以下の事項について自由に提案すること。

①実施方針

- 計画の理念と考え方
- 実施体制
- 基本計画策定の進め方（スケジュール、留意点等含む）
- 今後、基本計画を策定するにあたって実施する市民意見聴取の方法や仕組み等

②企画提案

- 「２（１）」で掲げた3つのデザインコンセプトについて、それぞれA 3 サイズ、1枚で提案すること。
- 提案にあたっては文章及び図画（パース、スケッチ、イラスト、配置図等）を用いて簡潔に分かりやすくすること。
- 以下の事項について積極的な提案を求める。
 - ・駅舎及びコンコースのデザイン
 - ・広場
 - ・コンコースと広場の結節部分、シェルター同士の重なり
 - ・二つのアーバンシェルターのあり方
 - ・広場及びシェルター等の周縁部との関係性
 - ・周辺地域との関係性

(6) 貸与資料

○下記資料をデータで貸与する。

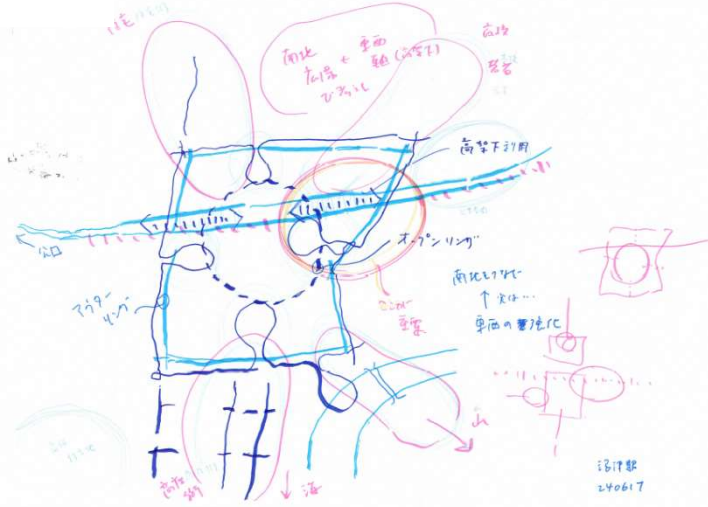
- ・高架構造物概略設計成果品
- ・都市計画図書（都市高速鉄道 東海旅客鉄道東海道本線・東海旅客鉄道御殿場線、市街地再開発事業 大手町地区、沼津駅周辺土地地区画整理事業、都市計画道路）
- ・白図（1/2,500）

○上記資料を「Ⅰ 実施要領 3 問い合わせ・書類提出先」にて貸与する。当該資料の取扱いに際しては、守秘義務を厳守し、本プロポーザルの目的以外には使用しないこと。また、当該資料は複製禁止とし、企画提案書提出までに消去すること。

なお、資料準備のため来庁前に「Ⅰ 実施要領 3 問い合わせ・書類提出先」に連絡をすること。

4 参考資料

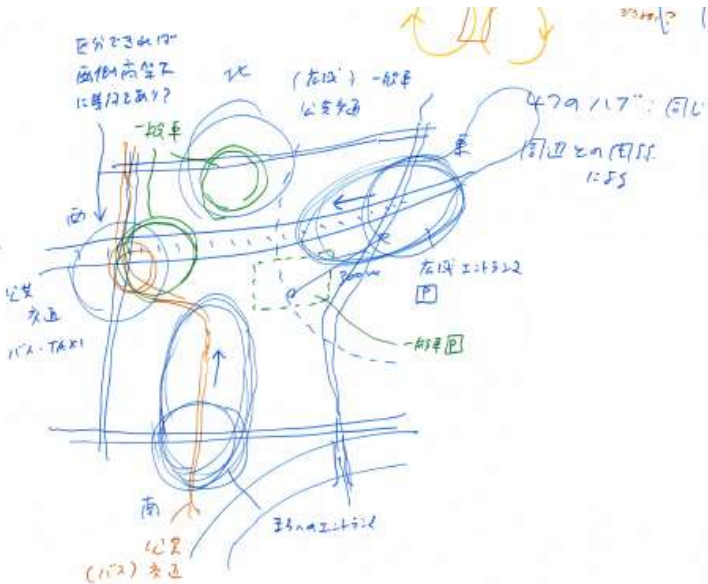
- 「新たな駅・駅前広場等」の目指すべき方向性や構想等について、「沼津駅舎・駅前広場等デザイン検討会議」で議論してきた概要を以下に示す。



【広域とえきまちのあり方】

- 駅まち環状とその内側の歩行者ネットワークのつなぎ方（つなぐものハブ的なもの）が重要である。
- 駅や南口駅前広場だけでなく、駅北、駅まち環状の内側・外側なども含めて考える必要がある。
- 南北をつなげようとしているが、東西をつなぐことが、南北強化につながるのではないかと。

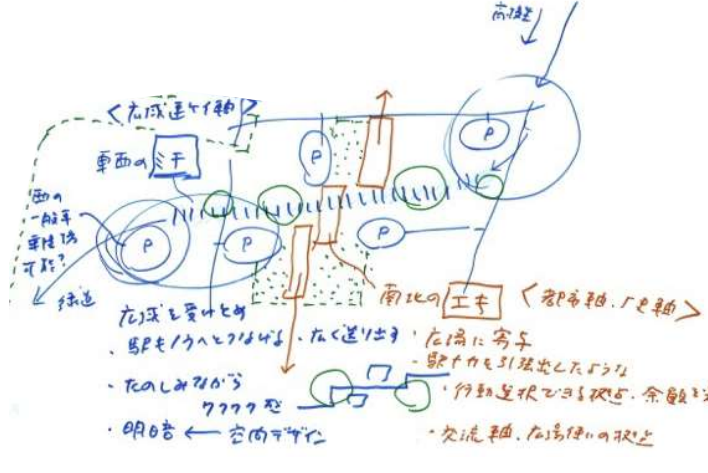
▼



【周辺との接続について】

- 駅とまちをつなげるため、「駅西」、「駅北」、「駅東」、「駅南」に“ハブ”を設ける。
- 駅西ハブは二次交通を受け止める「公共交通広場」、駅北ハブは地域的な交通や広域的な交通（高速バス）を受け止める「交通広場」、駅東ハブは新たに整備される街区や高架下空間と連携し、広域から人を呼び込む「広域のエントランス」、駅南ハブは沼津駅への視線の抜けと風格を備えた沼津市を象徴する「まちなのエントランス」とする。

▼



【東西と南北のつながりについて】

- コンコースやアーバンシェルターにより南北軸を、高架下・軒下公共空間等を活用し東西軸を形成し、駅へ惹きつけまちへ誘う空間とする。
- 南北は都市軸であり“えき”のような役割を担う。（広場に寄与し、駅ナカを引き出したような空間。）
- 東西は広域連携軸であり“みち”のような役割を担う。（広域を受け止め、駅へとつなげる空間。）